

【事務連絡：令 2-2】

令和 2 年 9 月

認定支援機関 各位

沖縄県経営改善支援センター

経営改善計画策定支援事業（405 事業・プレ 405 事業）事務取扱の改訂について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。今般、「経営改善計画策定支援事業」（405 事業・プレ 405 事業）の事務取扱につきまして、下記の通り改訂となりますのでご案内申し上げます。

記

1. 各種申請書様式、認定支援機関による経営改善計画（早期経営改善計画）策定支援事業に関する手引き、認定支援機関等向けマニュアル FAQ、経営改善支援センター事業実施基本要領の改訂。

（1）内容

① 405 事業の再利用

従来不可であった 405 事業の再利用について、コロナショックの影響が認められる事業者については再利用を可能とします。

* センターの費用負担金額は、前回利用分と合わせて上限 200 万円となります。

事業者の了解により、事業者負担額が 100 万円を超えることは可能です。

- ##### ② 不正利用が判明した際に、謝金等の返還をすることの宣誓条項新設と、誓約条項のチェックボックス追加。（405 事業・プレ 405 事業共通）

（2）改訂後の各データのダウンロード先

① 中小企業庁ホームページ

トップページ → 経営サポート → 経営革新支援 → 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

② 沖縄県経営改善支援センター ホームページ

* 9 月 1 日以降の申請については新様式となりますが、既に旧様式にて申請書作成済の場合は、一旦旧様式にて申請手続き後、支払い申請時に新様式と差し換えていただきます。

2. 申請者（事業者）負担分の支払い証憑確認の厳格化（405・プレ 405 事業共通）
認定支援機関等向けマニュアル・FAQ ご参照ください。

① 金融機関窓口、ATM 使用の場合

申請者の振込受付書類の写し

* 振込受付書類紛失の場合は、申請者と認定支援機関の連名による報告書及び
申請者の通帳コピー等の提出を要します。

② インターネットバンキングの場合

申請者のデータ受付作成画面等の写しに加え、申請者の通帳のコピー（該当項目
以外の箇所塗りつぶし）を提出ください。

以 上、ご不明な点はお問い合わせください。

沖縄県経営改善支援センター：崎間・長嶺 電話 098-867-6760